

令和6年 空き家セミナーを開催します

担当：まちづくり推進課 末廣（電話 0979-62-9032）

空き家の数は増加しており、草木の繁茂や、建物老朽化など管理されていない空き家の苦情も増えている状況です。今回、空き家を所有している方などや、今後、相続される方で空き家の対応に困っている方に情報提供を行うことで解決の糸口となり、管理不全な空き家の発生の抑制に繋げることを目的としています。

日時 令和6年11月23日（土・祝）10時～（開場9時30分）

会場 中津市教育福祉センター多目的ホール

内容

【第1部】講演会 10時～12時

- 「相続登記義務化について」 10時～10時50分

講師：永松裕士氏（弁護士法人永松法律事務所）

中津市空家等対策協議会副会長、中津市建築審査会委員ほか中津市の複数の委員



- 「空き家が売れないたった2つの理由」 11時～12時

講師：小林弘典氏（株式会社KLC代表取締役）

空き家等低利用不動産流通推進協議会理事、総務省「地方公共団体の経営・財務アドバイザー」、中津市「利活用困難な遊休不動産の流通促進に係る連携協定」令和6年7月12日締結、OAB「ビートたけしのTVタックル」コメンテーター、NHK「クローズアップ現代」売れない不動産の専門家として出演 ほか



【第2部】空き家個別無料相談会 13時30分～15時30分

永松弁護士、(株)KLC小林代表、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、中津市の空き家対策支援ブースの計6ブース開設

定員 講演会 100名程度、空き家個別無料相談会 6ブース4組（1組30分程度）

申込方法 電話またはインターネット※要事前申込

申込期間 令和6年10月1日（火）～31日（木）



▲ネット申込



▲市ホームページ

令和6年
空き家
セミナー

無料で専門家の話を聞けるチャンスです!

空き家の管理と利活用… これからあなたは どうする?

第1部 講演会

【対象】 空き家の処分に困っている人 (市内外問わず)
【定員】 100名程度

時間 10:00~10:50

「相続登記義務化について」

永松裕士氏

弁護士法人 永松法律事務所

日本弁護士連合会 弁護士登録
(大分県弁護士会登録)
中津市空き家等対策協議会 副会長
中津市建築審査会委員
ほか中津市の複数の委員



時間 11:00~12:00

「空き家が売れないたった2つの理由」

小林弘典氏

(株)KLC 代表取締役、空き家等低利用
不動産流通推進協議会 理事

「不動産会社でも手を出せない不動産」の専門会社
総務省「地方公共団体の経営・財務アドバイザー」
中津市「利活用困難な遊休不動産の流通促進に係る
連携協定」R6.7.12締結

各メディア出演 「ビートたけしのTVタックル」
「クローズアップ現代」等



第2部 空き家個別無料相談会

弁護士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士などによる空き家相談会
を実施します。(株)KLCの小林氏や中津市への相談ブースも開設します。

時間 13:30~15:30

【対象】 中津市内に空き家を所有している人
【定員】 6ブース各4組 (1組30分程度)



令和6年
11/23 土祝

10:00~15:30

中津市教育福祉センター
多目的ホール

要事前
申込

申込方法: 電話またはインターネット
申込期間: 10月1日(火)~10月31日(木)

講演会・相談会
ネット申込



会場・駐車場のご案内

※駐車場に限りがあります。満車の場合は臨時駐車場の
中津土木事務所(中津総合庁舎)をご利用ください。



臨時駐車場
中津土木事務所
(中津総合庁舎)

会場
中津市教育福祉センター
中津市沖代町1丁目1番11号

問合せ・申込先

中津市まちづくり推進課
TEL: 0979-62-9032

E-Mail machidukuri@city.nakatsu.lg.jp

詳しくはホームページをご確認ください。
市ホームページ▶

